



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 72/2016年10月号

発行日：2016年10月28日

肌寒い季節となりました。クールビズ期間が終わり、ネクタイを締めなおし気を引き締めていらっしゃる会社も多いのではないのでしょうか。

一方で、新興のIT会社などは、年中クールビズ、さらには私服サンダルOKなどの会社もあります。形にとらわれず成果を求めるといった考え方に世の流れも変わってきているのかもしれないね。

### I. 最新情報（2016年9月1日～2016年9月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年9月 20日	意見	IFRS 財団からの 公開草案「体制と その有効性につい ての評議員会のレ ビュー：IFRS 財団 定款の修正案」に 対する意見につい て	平成28年6月10日にIFRS財団から、公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS財団定款の修正案」が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成28年9月15日付けでIFRS財団に提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年9月 20日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第30号 「非営利組織会計 基準開発に向けた 個別論点整理～反 対給付のない収益 の認識～」の公表 について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成28年8月4日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第30号「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～反対給付のない収益の認識～」を平成28年9月20日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>当協会は、平成25年7月2日付けで非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」を公表し、民間の非営利組織に共通の会計枠組みを構築する必要性と、そのための重要なステップとして、モデル会計基準の開発を提唱いたしました。その後、非営利組織会計の重要な論点について掘り下げた議論が必要であるとの認識の下、当協会に非営利組織会計検討会を設置し、非営利組織における財務報告の基礎概念及び重要な個別論点に関する検討を行い、平成27年5月26日付けで「非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）を公表いたしました。上述の経緯を受けて、非営利法人委員会では、モデル会計基準の開発に向けて、論点整理で取り上げた個別論点のうち、非営利組織において重要かつ典型的な収益である「反対給付のない収益」について検討を行い、本研究報告を取りまとめました。</p> <p>本研究報告では、論点整理における検討結果を前提として、その要点を示すとともに、寄付金のほか、補助金及び助成金、現物寄付、無償又は低廉な価格での人的サービス並びに使用貸借といった具体的な資源流入形態別の検討も行ってまいります。</p>	—
2016年9 月27日	実務 指針	「非営利法人委員 会実務指針第34 号「公益社団・財 団法人及び一般社 団・財団法人にお ける監査上の取扱 い」の改正につい て」及び「公開草 案に対するコメン トの概要及び対	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成28年9月に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」を平成28年9月27日に公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改正に当たっては、内閣府から公表された「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」（平成28年3月23日公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）に基づき、平成28年4月26日に内閣府公益認定等委員会委員長から当協会会長あ</p>	

		<p>応」の公表について</p>	<p>てに「平成 27 年度「公益法人の会計に関する研究会」検討結果を踏まえた実務指針等の検討について（協力依頼）」が発出されたことを受け、協力の依頼があった事項について、非営利法人委員会における検討を重ねてまいりました。</p> <p>本改正は、平成 29 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用されます。</p> <p>また、本実務指針の取りまとめに当たっては、平成 28 年 6 月 16 日から平成 28 年 7 月 15 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。</p>	
--	--	------------------	--	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年9月 26日	公開 草案	IT委員会研究報告「スキャナ保存制度への対応と監査上の留意点」(公開草案)の公表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）は、平成 27 年度及び平成 28 年度税制改正に伴い、スキャナ保存制度の要件緩和がなされたことに対応して、平成 17 年 9 月 8 日付けて公表した IT 委員会研究報告第 30 号「e-文書法への対応と監査上の留意点」（以下「IT 研 30 号」という。）について、見直しを行ってまいりました。このたび、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本公開草案では、スキャナ保存制度の改正の概要について解説を行った上で、監査証拠がイメージ文書である場合の監査人の留意事項について、「平成 27 年度税制改正における国税関係書類に係るスキャナ保存制度見直しに伴う監査人の留意事項」（平成 27 年 9 月 30 日、自主規制・業務本部平成 27 年審理通達第 3 号）において言及されたスキャナ保存制度導入に係る被監査会社との協議事項のポイントの解説も含めて記載しております。また、会員の理解の一助とするために、本公開草案の中で言及しているセキュリティ技術(電子署名及びタイムスタンプ)についても解説しております。</p> <p>本公開草案についてご意見がございましたら、平成 28 年 10 月 26 日（水）までに、下記に、電子メール又は F A X（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）により</p>	—

			<p>お寄せください。</p> <p>お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合がありますことをご了承ください。</p> <p>なお、本公開草案の確定版の公表と同時に、IT研 30 号は廃止することを予定しております。</p>	
--	--	--	---	--

6. その他  
特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 【書類のスキャナ保存について】

上記にも記載されておりますように、9月26日にIT委員会研究報告「スキャナ保存制度への対応と監査上の留意点」（公開草案）が出されました。IT化が業務でも進む中、書類の保存について電子化を行っている会社も多いのではないのでしょうか。影響を受ける会社もあると思いますので、要点を取りまとめたいと思います。

#### ① 公開草案の概要

平成27年及び平成28年の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）等の改正によるスキャナ保存制度の緩和の内容を周知し、企業がスキャナ保存制度を採用している場合の監査上の対応について解説するものです。

#### ② e-文書法と税法

e-文書法では、文書保存義務が課されているものを、原則として電子保存することを容認したものです。

税法においては、従前より電子帳簿保存法による電子保存の制度があったこともあり、スキャナ保存についても電子帳簿保存法の改正をすることでe-文書法に対応することとなり、要件等は電子帳簿保存法施行規則に定められました。そこで定められた要件は、実務の実態に比して厳しいものであり、制度が開始して約10年間の間に申請されたスキャナ保存の承認申請は152件と低迷しました。

そうした状況を受けて、規制緩和の一環として平成27年度、28年度税制改正が行われたものと考えられます。例えば、契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額が3万円以上のものについては、スキャナ保存が認められなかったといった対象書類の制限を廃止することとされ、請求書や納品書などと同様に全ての契約書、領収書がスキャナ保存の対象となりました。また、スマートフォンやデジタルカメラで撮影された書類についても電子保存が認められることとされました。

税務上の保存要件は、下表のようになっています。

スキャナ保存制度の改正の全体像					
	改正	重要書類（決算関係書類を除く）		一般書類 (見積書、注文書等)	
		領収書・契約書			資金移動等直結書類 (納品書、約束手形等)
		3万円以上	3万円未満		
対象書類	改正前	×	○	○	
	改正後	○（適正事務処理要件を満たすこと）			
改ざん防止	入力期間の制限	改正前	①早期入力方式：作成・受領後速やかに入力 +タイムスタンプ ②業務処理サイクル方式：関係帳簿の電子保存の承認+ 通常処理期間終了後入力+タイムスタンプ	適時入力も可能	
		改正後	①早期入力方式：現行要件 ②業務処理サイクル方式：通常処理期間終了後入力 +タイムスタンプ		
	改ざん検知（防止）	改正前	電子署名+タイムスタンプ		電子署名
		改正後	タイムスタンプのみ		
	入力者の特定	改正前	入力時の電子署名		
		改正後	入力を行う者又はその者を監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと（※）		
原本との同一性確保	解像度・大きさ等の情報保持	改正前	記録時の解像度・階調、書類の大きさ情報の保存		
		改正後	同上	記録時の解像度・階調の保存 (大きさ情報の保存は不要)	
	解像度・カラー階調のレベル	改正前	一定以上の解像度+一定階調以上のカラー		
		改正後	同上	一定以上の解像度+グレースケール	

※入力者等のIDの電子的保存又は入力者等が記載された書面の保存による。

### ③ 監査に対して

電子文書には、特性から次のリスクが生じます。

1. 内容を開覧するための表示装置や印刷などが必要になる。
2. 改竄やすり替えなどの不正行為の痕跡が残らない可能性がある。
3. 複製により短時間内かつ広範囲にわたる漏洩が起こる可能性がある。
4. システム障害などにより文書が消失する可能性がある。
5. 長期保存の場合に文書データの互換性が喪失する可能性がある。
6. スキャニングなど、イメージ文書化の過程で情報の劣化が起こる可能性がある。

これらのリスクに対応するため、会社に対しては当リスクに対する評価と対応、およびIT全般統制やIT業務処理統制などの内部統制の構築が求められることとなります。監査人は必要に応じて当内部統制を監査することとなりますので留意が必要です。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

また、電子文書の改ざんなどによる不正リスクに関し、監査人は特に注意を払いますので、会社においても検討が必要です。

監査証拠としての能力は、原本のものよりも証拠力が弱いと考えられますので、監査人に証拠力を否定される可能性もあります。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703